平塚富士白苑指定居宅介護支援センター【居宅介護支援・介護予防支援】 重要事項説明書

（令和 8 年 8 月 1 日現在）

当事業所はご利用者に対して、法令で定められた居宅介護支援・介護予防支援をご提供いたします。
利用のご契約にあたり、事業所の概要やご提供する居宅介護支援・介護予防支援の内容、ご利用上ご注意いただきたいこと等につきまして、次の通りご説明いたします。
ご不明な点等がございましたら、担当者までお問い合わせください。

1. 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人富士白苑	代表者職・氏名	理事長　初谷博保
法人の所在地	神奈川県平塚市唐ケ原 1 番地		
設立年月	1965(昭和 40)年 4 月	電話番号	0463-61-1841

2. 事業所の概要

事業所の名称	平塚富士白苑指定居宅介護支援センター		
事業所指定番号	居宅介護支援　平成 12 年 1 月 4 日　平塚市指定　1472000304 号 介護予防支援　令和 6 年 11 月 1 日　平塚市指定　1472000304 号		
事業所の所在地	神奈川県平塚市唐ケ原 1 番地		
開設年月	居宅介護支援 2000(平成 12)年 1 月　　介護予防支援 2024(令和 6)年 11 月		
管理者氏名	生出　修治		
電話番号	0463-61-1842	営業日	月～金(ただし、年末年始は除く)
ファクシミリ番号	0463-61-2210	営業時間	8:30～17:00
通常の事業実施地域	居宅介護支援:平塚市、大磯町 介護予防支援:平塚市のなでしこ、花水、みなと、富士見、崇善、松原地区		

・年末年始の休みは 12 月 31 日から 1 月 3 日までの 4 日間となります。
・ご利用者からの連絡体制を 24 時間確保し、かつ、必要に応じてご利用者等の相談に対応する体制を確保しています。

3. 法人が行う他の事業

拠点・所在地	サービス種別	指定年月日・指定番号
平塚富士白苑 平塚市唐ケ原 1 番地	介護老人福祉施設	平成 12 年 1 月 11 日神奈川県指定　1472000312 号
	短期入所生活介護	平成 12 年 3 月 28 日神奈川県指定　1472000304 号
	介護予防短期入所生活介護	平成 18 年 4 月 1 日神奈川県指定　1472000304 号
	通所介護	平成 12 年 3 月 28 日神奈川県指定　1472000304 号
	通所型サービス	平成 30 年 4 月 1 日平塚市・大磯町指定 1472000304 号
	介護予防支援　介護予防ケアマネジメント	平成 30 年 4 月 1 日平塚市指定　1402000051 号
中井富士白苑 足柄上郡中井町井ノ口 2305-4	介護老人福祉施設	平成 16 年 4 月 1 日神奈川県指定　1471400315 号
	短期入所生活介護	平成 16 年 4 月 1 日神奈川県指定　1471400323 号
	介護予防短期入所生活介護	平成 18 年 4 月 1 日神奈川県指定　1471400323 号
	通所介護	平成 16 年 4 月 1 日神奈川県指定　1471400323 号
	通所型サービス	平成 30 年 4 月 1 日中井町・二宮町・大磯町・小田原市指定 1471400323 号
藤沢富士白苑 藤沢市長後 2722-1	介護老人福祉施設	平成 24 年 4 月 1 日神奈川県指定　1472204013 号
	短期入所生活介護　（介護予防を含む）	平成 24 年 4 月 1 日神奈川県指定　1472204013 号
	通所介護	平成 24 年 4 月 1 日神奈川県指定　1472204021 号
	介護予防通所型サービス	平成 30 年 4 月 1 日藤沢市・綾瀬市・大和市・横浜市指定 1472204021 号
富士白苑大磯コーポ 中郡大磯町東町 3-17-7	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	平成 27 年 5 月 1 日神奈川県指定　1471300754 号

4. 事業運営の方針

①ご利用者及びご家族の目線に立ってニーズを十分に把握し、ご利用者の生活歴や住環境をよく理解した上で、ご利用者及びご家族に対する説明と同意の手続きを丁寧に行います。
②介護保険制度のプロとして、関係法令及び地域の社会資源に関する情報収集に努め、ご利用者が在宅での自立した生活を維持していく上で必要とされるサービスを柔軟に組み込んだ居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成いたします。
③居宅サービス計画・介護予防サービス計画に盛り込んだサービスが円滑に提供されるように関係機関と緊密に連絡をとり、ご利用者に対するサービスの実施が滞ることのないよう、必要な調整を図ります。

5. 職員体制

職種	担当業務	人員
①管理者	介護支援専門員の管理、利用申し込みの調整等	兼務 1 名
②介護支援専門員	居宅介護支援	専従 6 名、兼務 1 名
③事務員	居宅事務業務	専従 1 名

6. サービスの概要

・介護保険給付によるサービス

サービスの種類	内容
①居宅サービス・介護予防サービス計画の作成	・事業者は、ご利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、ご利用者の心身の状況等勘案し、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画・介護予防サービス計画（以下、ケアプランという）を作成するとともに、当該計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。 ・事業者は、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じ、またご利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様なサービス事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。 ・事業者は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが、特定な種類、または事業者に不当に偏ることがないよう公正中立に行います。 ・事業者は、ご利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所について利用者の意思に基づいた契約であることを確保する為、複数の事業所をご紹介します。 ・ご利用者は、事業者に対して居宅サービス・介護予防サービス原案に位置付けた居宅サービス事業者・介護予防サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。 ・ご利用者は、事業者に対して複数の居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所等の紹介を求めることができます。 ・事業者は、要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護・要支援状態にならないよう考慮し、他の医療サービス又は福祉サービス等との連携に十分配慮します。
②サービス事業所等との連絡調整	・事業者は、ケアプラン作成後においても、ご利用者やその家族、サービス事業者等と連絡を継続的に行うことにより、ケアプランの実施状況や利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じてケアプランの変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
③サービス提供の記載等	・事業者は、ケアプランの実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成、保管し、ご利用者に対して継続的に情報提供、説明を行います。 ・事業者は、サービスを提供した際には、予め定めた書面に必要な事項を記入し、必要によりご利用者のご確認を受けます。 ・事業者は、一定期間ごとにケアプランの内容に沿ったサービスの提供の状況や目標達成等に関する書面を作成し、ご利用者にご説明の上、交付いたします。 ・事業者は、書類を作成完了後 5 年間は適正に保管し、ご利用者のお求めに応じて閲覧に供し、またはその写しを交付いたします。

④申請代行	ご利用者は、居宅介護支援・介護予防支援を受けるにあたり、その旨を市町村に届け出る必要があります。その手続きは、ご要望に応じて、当事業所で代行を承ることが出来ます。
⑤入院時におけるお願い	ご利用者等は、入院時に担当ケアマネージャーの氏名・連絡先等を入院先医療機関に提供するようにご協力をお願いいたします。

7. 利用料

自己負担額	居宅介護支援・介護予防支援について、利用者の負担金は原則としてありません。

8. 契約の内容の変更、中断等

①介護支援専門員の変更	・ご利用者が担当の介護支援専門員に対してご不満等がある場合は、お申し出をいただくことにより、介護支援専門員を変更することが出来ます。 ・担当介護支援専門員を事業者の都合により変更する場合は、予めご利用者と協議いたします。
②キャンセル、中断	・ご利用者が、この居宅介護支援・介護予防支援に係わる訪問や、ケアプランの作成等サービス提供をキャンセル、又は中断する場合は、事前に当事業所にご連絡下さい。 ・ケアプランの変更、サービス事業者との連絡調整等について、ご利用者からのご依頼等を取り消す場合は、速やかに当事業所までご連絡下さい。 ・ご利用者は、1週間以上の予告期間があれば契約全体を解約する事が出来ます。

9. 緊急時の対応

緊急の対応	当事業所では、サービスの実施に際して、ご利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

10. 事故の対応

①事故の対応	当事業所では、サービスの実施に際して、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を迅速に行います。
②損害賠償	当事業所では、サービスの実施にあたって、ご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし当事業所の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

11. 感染症の予防及びまん延防止のための処置

①委員会の開催	当事業所では、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底を図ります。
②指針の整備	当事業所では、感染症の予防及びまん延防止のための指針（マニュアル）を整備します。
③研修の実施	当事業所では、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12. 業務継続計画の策定等

①業務継続計画の策定	当事業所では、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援・介護予防支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
②研修・訓練の実施	当事業所では、従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
③業務継続計画の見直し・変更	当事業所では、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 虐待防止等

①委員会の開催	当事業所では、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
②指針の整備	当事業所では、虐待の防止のための指針を整備します。
③研修の実施	当事業所では、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
④担当者	当事業所では、虐待の防止に関する担当者を設置します。
⑤対処方法	当事業所では、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

14. 個人情報の保護について

①利用目的	当事業所では、ご利用者及びご家族等から提供されたご利用者本人、ご家族等に関する個人情報を、以下の目的以外に使用いたしません。 ・ご利用者に提供する居宅介護支援・介護予防支援等 ・介護保険事務 ・ご利用者のために行う管理運営業務（利用者台帳等の管理、会計、行政に対する事故報告、介護及び医療サービスの向上等） ・施設の管理運営業務（居宅介護支援・介護予防支援や業務の維持改善にかかる基礎資料の作成、事業所において行われる学生等の実習の協力、職員の教育のために行う事例研究等）
②第三者提供	当事業所では、下記の利用目的のために、ご利用者本人、ご家族等に関する個人情報を第三者に提供することがあります。 ・介護保険事務などの事業所業務の一部を外部事業者へ業務委託する場合 ・他の介護事業所等との連携(サービス担当者会議等)及び連絡調整が必要な場合 ・ご利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見及び助言を求めるため会議記録やケアプラン等を提供する場合 ・ご家族及び身元引受人等への心身状態や生活状況の説明 ・研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合 ・保険事務の委託（一部委託を含む） ・損害賠償保険などの請求にかかる保険会社等への相談又は届出等 ・保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答 ・外部監査機関、福祉サービス第三者評価機関等への情報提供 ・介護保険審査支払機関への介護報酬請求及び同機関からの照会への回答

15. 苦情等申立窓口

①当事業所ご相談窓口	苦情解決担当者　職・氏名		管理者　生出　修治	
	苦情解決責任者　職・氏名		施設長　杉田　直文	
	電話番号	0463-61-1842	FAX 番号	0463-61-2210
	施設内に、投書箱を設置してありますので、お時間がないときや職員に直接話にくい場合など、ぜひご活用ください。なお、ご記名はされてもされなくても、どちらでも結構です。ご記名のあった投書につきましては、担当の職員または苦情解決責任者が個別にご対応させていただきます。			
②第三者委員の相談窓口	当事業所では、ご利用者及びご家族等からの苦情やご要望を受ける外部の窓口として、下記の方々に第三者委員を委嘱しています。公正・公平な立場で、ご利用者及びご家族等からの苦情やご要望をご判断いただき、事業所に対して適切な助言をいただくことになっております。事業所に対して匿名を希望されるご相談については、個人が特定されない配慮がなされますので、職員に直接話しにくいことがある場合など、積極的にご活用ください。			
	吉澤　さとみ		電話番号	0463-61-3323
	内堀　由布子		電話番号	0463-36-6329
③行政その他の苦情受付機関	その他、下記の行政機関でも苦情や相談を受け付けております。			
	平塚市地域包括ケア推進課 ※要支援 1・2 の方		所在地	平塚市浅間町 9-1
			電話番号	0463-20-8217
			受付時間	8:30～17:00（平日）
	平塚市介護保険課 ※要介護 1・2・3・4・5 の方		所在地	平塚市浅間町 9-1
			電話番号	0463-21-8790
			受付時間	8:30～17:00（平日）
	大磯町福祉課		所在地	中郡大磯町東小磯 183
			電話番号	0463-61-4100
			受付時間	8:30～17:15（平日）
	ご利用者様の保険者			
	神奈川県国民健康保険団体連合会		所在地	横浜市西区楠町 27-1
			電話番号	045-329-3447（介護苦情相談係）
			受付時間	8:30～17:15（平日）
	神奈川県福祉サービス運営適正化委員会		所在地	横浜市神奈川区反町 3-17-2
			電話番号	045-311-8861（苦情相談専用）
			受付時間	9:00～17:00（平日）

・当事業所では、ご利用者及びご家族様からいただくご意見を、サービスの一層の改善に役立ててまいりたいと考えております。私共に至らない点等がございましたら、どんなことでも結構ですので、ご遠慮されることなく、担当の職員または上記の窓口まで、ご意見をお寄せください。

・ただし、一般常識に照らして、不当と思われる要求には応じかねます。また、正当な理由なく、当事業所の社会的な信用を傷つけ、または職員を誹謗中傷する行為に対しては、顧問弁護士と相談の上、然るべき措置をとる場合があります。

令和　年　　月　　日

事業者が提供する居宅介護支援・介護予防支援の利用契約の締結にあたり、以上の通り、重要事項を説明しました。

事業者	所在地	神奈川県平塚市唐ケ原 1 番地	電話番号	0463-61-1842
	施設名	平塚富士白苑指定居宅介護支援センター	説明者	印

令和　年　　月　　日

上記事業者が提供する居宅介護支援・介護予防支援の利用契約の締結にあたり、以上の通り、重要事項の交付・説明を受け、その内容に同意しました。

利用者	住　所		電話番号	
	氏　名			印
署　名 代行人	住　所		電話番号	
	氏　名	印	ご利用者との続柄	